

大阪府立大学河村孝夫記念奨学金制度概要

1. 目的

故河村孝夫名誉教授のご遺族からの寄付金を原資として、大阪府立大学において経済的な理由により十分に勉学に励むことの出来ない学生（外国人留学生及び研究生等は対象外）に対して、学資金を給付し援助することで経済的負担を軽減し、就学支援を行うことを目的とした奨学金である。

2. 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 該当する家計基準の収入条件を満たす者（別表の通り）
- (2) 申請時に当該年度の授業料減免を受けていない者
- (3) 通常在籍年限以内の者
- (4) 申請時に休学していない者

3. 応募書類

応募書類は次のとおりとする。

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 本人名義の預金通帳のコピー（奨学金振込口座用）
- (4) 家計状況調書
- (5) その他、家計状況を証明する書類（減免申請時に提出が必要な書類に準拠）

※ただし、当該年度の授業料減免申請において家計状況を証明する書類を提出した学生については、(4)(5)の書類提出を省略する。

4. 奨学金の額・支給時期

1名あたり、年額10万円を10月に支給する。

6. 奨学金支給人数

10名程度

7. 応募の手続

応募資格者のうち当奨学金の支給を希望する者は、3. に定められた応募書類を学生課学務グループに提出する。応募期間については、7月下旬～8月中旬とし、別途制定し周知する。

8. 選考

申請のあった学生の中で、家計の所得合計額、最低生活費を算出し困窮していると判断される学生に支給を決定する。上記の算出方法は本学の授業料等の減額および免除制度の基準に準ずる。

9. その他

- (1) 奨学生決定者に義務付けられる活動について

給付終了時に報告書（ご遺族への報告のため）を提出すること。

- (2) 取り消しについて

・当該学生が奨学金給付対象年度途中で退学および休学した時は、奨学金の受給資格を失い、支給された奨学金の全額返還を求める場合がある。

別表 自身の家族人数の箇所で表の収入以下であれば申請可能

家族人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
生計内の収入の合計	¥2,240,397	¥3,394,300	¥4,244,370	¥5,040,934	¥5,419,468	¥6,440,366

※1 家族人数は、住民票に記載されている家族の人数（住民票が分かれても、扶養家族であれば家族人数に含む）

※2 収入金額は授業料の減額免除制度での家計収入額を基準としている。